(目的)

第1条 この要綱は、心身障害者等(以下「障害者等」という。)の社会生活の利便と生活圏の拡大を図るため、日常生活に使用する一般タクシー及び介護タクシー(障害者等の搬送に伴い、目黒区が事業者へ利用料の一部を補助するものをいう。以下同じ。)(以下「タクシー等」という。)の利用について必要な事項を定めることにより、障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の実施内容)

- 第2条 この事業の実施内容は、次のとおりとする。
 - (1) 一般タクシー
 - ア 障害者等の搬送
 - イ その他事業者と締結した協定において定めるもの
 - (2) 介護タクシー
 - ア 障害者等の搬送
 - イ アの業務に伴う障害者等の介護
 - ウ アの業務に伴う障害者等への機材の貸出し
 - エ その他事業者と締結した協定において定めるもの

(対象者)

- 第3条 この事業の対象者は区内に住所を有する障害者等で次の各号のいずれかに該当する者と する。
 - (1) 東京都愛の手帳を所持し、その程度が2度以上の者
 - (2) 下肢・体幹・内部に係る機能障害を有する、身体障害者手帳の総合等級が3級以上の者
- (3) 上肢・視覚に係る機能障害を有する、身体障害者手帳の総合等級が2級以上の者
- (4) 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症を有する者
- (5) 区が別に指定する難病等で医療費助成を受けている者
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する期間は対象者とはしない。
- (1) 目黒区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和49年10月目黒区規則第44号。(以下「区手当規則」という。)第2条に規定する施設に入所、及び医療機関への入院期間中。
- (2) 本事業の基準日である当該年度4月1日の対象者本人(20歳未満の場合は、同世帯の父母又は本人の中で所得の高い者)の前々年の所得(所得の範囲及びその額の計算方法については区手当規則第3条及び第4条の規定の例によるものとする。)が、区手当規則第1条の3に定める額を超える当該年度末まで。
- 3 区手当規則について、施設並びに所得制限額、所得の範囲及び、その額の計算方法並びに特殊疾病に係る改正がされた場合における前項の規定の適用及び必要な経過措置に関しては、別に定めるものを除き、当該改正後の区手当規則の例による。

(利用券の申請・交付等)

第4条 タクシー等を利用しようとする者又はその代行者(第7条第2項に規定する自動車燃料 費からの切り替えをしようとする者を含む。)は、福祉タクシー利用券交付申請書(別記第1号

- 様式)に、別に区長が申請に必要と認める書類を添えて、区長に申請をしなければならない。
- 2 区長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、前条の規定に該当すると認めたときは、福祉タクシー利用券(以下「利用券」という。)を次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり交付等するものとする。
 - (1) 利用券の単位は、第1期(4月から7月まで)、第2期(8月から11月まで)、第3期(12月から3月まで)として、各期1万円分の利用券を、申請のあった日の属する月の期分から第3期分までをまとめて交付する。
 - (2) 利用券は年度内に1回の交付とし、いかなる理由においても再交付は行わないものとする。
- 3 前項の規定に基づき利用券の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、福祉タクシー利用券受領書(別記第2号様式)を区長に提出するものとする。
- 4 利用券を交付した年度以降については、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 受給者については、当該年度の基準日4月1日時点において、前条第2項第2号の規定 の該当の有無を審査し、該当しない者に対して、全3期分の利用券を交付する。
 - (2)前号において、受給者が前条第2項第2号の規定に該当すると確認したときは、区長は、 福祉タクシー利用券受給資格非該当通知書(別記第3号様式)により、当該受給者に通知 するものとする。
 - (3) 前号の規定により通知した年度以降においても、継続して第1号の規定に基づき当該年度の審査を行い、受給者が前条第2項第2号の規定に該当しないと確認したときは、全3期分の利用券を交付する。
 - (4) 当該年度中に、前条第2項第2号の規定の所得について国税通則法第23条の所得の更正の請求または同法第19条の修正申告を行ったと受給者又はその代行者から申出があった場合は、申出があった日をもって基準日と同じく審査を行い、利用券の交付の可否について決定する。
- 5 区長は、第1項の規定により提出された申請書を審査し、前条の規定に該当しないと認めたときは、その理由を付して、福祉タクシー利用券受給資格却下通知書(別記第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。
- 6 区長は、受給者が、次の各号のいずれかに該当すると確認したときは、福祉タクシー利用券 受給資格非該当通知書(別記第3号様式)により通知し、利用券の返還を求めることができる。
- (1)前条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第2項第1号の規定に該当したとき。
- (3) 第8条各号のいずれかの規定に該当したとき。
- (4) 第9条各号のいずれかの規定に該当したとき。
- 7 利用券の有効期間は、当該利用券を交付した日の属する年度の末日までとする。 (利用券の利用方法)
- 第5条 受給者は、区と第10条第2項の規定により協定を締結したタクシー等事業者(以下「事業者」という。)に所属するタクシー等への乗車に際し、利用券を保有する旨を伝えたうえで、利用を希望する額面の利用券を提出する。
- 2 利用券を使用できる運行地域は、乗車または降車のいずれかが東京都特別区、三鷹市及び武

蔵野市内とする。

(受給者の負担)

- 第6条 前条の規定により利用券を利用する際の、受給者の負担は協定により別に定める。
- (自動車燃料費助成との併給)
- 第7条 第3条第1項の規定にかかわらず、利用券と目黒区心身障害者自動車燃料費助成事業実 施要綱に基づく燃料費の併給は認めない。
- 2 当該年度途中に、燃料費の受給から利用券の受給へ切り替える場合の利用券の冊数等は次のとおりとし、必要な手続きは第4条第1項の規定に準ずるものとする。

申請月	切り替えが可能な 福祉タクシー利用券	切り替えのための自動車燃料費の要件
4月	3 冊	当該年度未請求
5月	3 冊	
6月	3 冊	
7月	3 冊	
8月	2 冊	第2期未請求
9月	2 ⊞	
10月	2 ⊞	
11月	2 冊	
12月	1 冊	第3期未請求
1月	1 冊	
2月	1 冊	
3月	1 冊	

(利用券の貸与等の禁止・返還)

- 第8条 区長は、次の者に対して、その後の交付及び利用の制限を行うことができる。
- (1) 受給者であって、当該利用券等の貸与、譲渡、または転売により換金を行った者
- (2) 不正の手段により利用券の交付を受けた者
- (3) 利用券の使用について不正の行為をした者
- (4) その他区長が必要があると認める者
- 2 受給者のうち、利用券が不要になったものは、直ちに利用券を区長に返還しなければならない。

(変更等の届出)

- 第9条 受給者は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、登録内容及び各申請内容に変更 等が生じたときは、福祉タクシー利用券異動届(別記第5号様式)に、当該変更等の事実を証 する書類その他必要な書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。
 - (1) 第3条第1項各号の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 第3条第2項各号の規定に該当したとき。
- (3) 第4条第4項第4号の規定よる所得についての更正の請求等を行ったとき。
- (4) 利用券から自動車燃料費へ切り替えるとき。
- (5) その他変更等が必要な事由が発生したとき。

(事業者の決定及び協定の締結)

第10条 利用券の利用対象となるタクシー等の提供を実施しようとする者は、福祉タクシー事

業協定申込書(別記第6号様式)に、別に定める書類を添付して、区長に対して、福祉タクシー 事業の実施に関する協定(以下「協定」という。)の締結を申し入れなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する申入れを行った者が適切であると認めたときは、当該申入れを行った者と協定を締結するものとする。
- 3 前項の協定は、年度単位で締結するものとし、当該協定に係る申入れについては、原則として福祉タクシー事業を実施する前年の12月28日(この日が目黒区の休業日の場合は、その前営業日)までに行わなければならない。

(協定事業者の変更の届出)

第11条 協定を締結した事業者は、前条第1項の福祉タクシー事業協定申込書(別記第6号様式)に係る事項に変更があったときは、速やかに福祉タクシー事業変更届(別記第7号様式) に必要と認める書類を添付して区長に届け出なければならない。

(事業者への支払)

第12条 事業者への支払は、協定により別に定めるものとする。

(協定の解除)

- 第13条 区長は、協定事業者が、協定により別に定める協定の解除の要件に該当した場合は、 当該事業者との協定を解除することができる。
- 2 区長は第1項の規定により事業者との協定を解除した場合は、福祉タクシー事業協定解除通知書(別記第8号様式)により当該事業者に通知する。

(公簿等による確認)

第14条 区長は、この要綱の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類により 証明すべき事由を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することがで きる。

(定めのない事項)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の目黒区タクシー利用券の交付手続については、同日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 目

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。